

令和8年6月19日

各位

公益社団法人北海道観光機構  
会長 唐神 昌子  
(公印省略)

「令和8年度 誘客促進強化事業 大規模メディアプロモーション事業（道内）」の委託に係る  
企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。  
当機構では、標記事業に係る業務受託者選定のための企画提案を下記の通り募集いたします。

敬具

記

1. 委託事業名 令和8年度誘客促進強化事業大規模メディアプロモーション（道内）事業
2. 業務委託期間 契約締結日～令和9年3月12日（金）
3. 業務委託内容 別紙「企画提案募集要領（指示書）」参照
4. 事業費（上限） 47,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
5. 今後のスケジュール（予定）
  - 6月19日（金） 公示、観光機構 WEB サイト掲載
  - 7月 3日（金） 企画提案参加表明締切
  - 7月17日（金） 企画提案書の提出期限
  - 7月下旬 企画提案の審査
  - 7月下旬 契約締結、業務開始
6. 事業説明会について
  - (1)日時：令和8年6月23日（火）16時30分～17時00分
  - (2)場所：公益社団法人北海道観光機構 大会議室  
札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
  - (3)内容：企画提案募集要領（指示書）に関する説明

事業説明会への参加を希望する場合は、6月23日（火）12:00までに企業名、参加希望人数、ご連絡先を以下のお問い合わせ先までメールでお知らせください。なお、事業内容に関するご質問は7月3日（金）15:00までメールで受付けます。参加表明事業者に共通した企画提案に必要な質問及び回答内容は当機構で取りまとめ、全ての参加表明事業者へ一斉メールでお知らせいたします。

【お問合せ】 公益社団法人 北海道観光機構 事業本部 観光ブランド推進部 小島・林  
TEL：011-231-0941  
E-mail：[n\\_kojima@visithkd.or.jp](mailto:n_kojima@visithkd.or.jp)、[m\\_hayashi@visithkd.or.jp](mailto:m_hayashi@visithkd.or.jp)

以上

# 「令和8年度誘客促進強化事業大規模メディアプロモーション事業（道内）」に係る 企画提案募集要領（指示書）

## 1. 目的

北海道観光においては、観光客の約8割を道内居住者による道内観光が占めており、道民による旅行需要は、観光需要の拡大や閑散期における需要創出、リピート消費の拡大など北海道観光を支える重要な基盤となっている。

本事業では、道民による道内観光需要の喚起・創出と地域への誘客促進を目的として、北海道の魅力を見直す機会や道内旅行のきっかけとなる参加型企画を実施するとともに、OOH等の交通広告、WEB広告、インフルエンサー及びメディアによる情報発信を組み合わせた統合的なプロモーションを展開し、幅広い層への情報接触を図る。これにより、北海道観光の魅力に対する興味・関心の醸成を促進するとともに、旅行意欲の向上を通じて道内周遊を促し、新たな北海道ファンの育成及び地域偏在の解消・通年観光の推進を図ることを目的とする。

## 2. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光機構（以下「観光機構」という）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

## 3. 企画提案応募条件等

次のいずれにも該当すること。

- (1) 単体企業又は複数企業による連合体（以下「コンソーシアム」という）とし、以下の要件を全て満たしていること。
- (2) 単体企業又はコンソーシアムの場合は次の構成員であること。  
（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書の写しを提出すること）
  - ・民間企業
  - ・特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
  - ・その他の法人、又は法人以外の団体等
- (3) コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと。
- (4) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること。
- (5) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構において業務打ち合わせを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により競争入札への参加を排除されているものでないこと。
- (7) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- (8) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

4. 契約方法 公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約  
※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5. 委託事業費（上限） 47,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

## 6. 委託期間及び業務スケジュール

委託期間：契約締結日～令和9年3月12日（金）

### (1) 業務スケジュール

6月19日（金）	公示、観光機構 WEB サイト掲載
7月 3日（金）	企画提案参加表明締切 15:00
7月17日（金）	企画提案書の提出期限 15:00
7月下旬	企画提案の審査
7月下旬	契約締結、業務開始

※日程については変更となる場合がある為、その都度確認すること。

### (2) 業務完了日

令和9年3月12日（金）までに全ての業務を完了すること（報告書作成業務含む）。

### (3) 委託費の支払

業務委託内容の確認を受けた後、適法な支払請求書が受理された日から60日以内に支払を受けるものとする。

## 7. 業務委託内容（企画提案事項）

上記の目的を達成するため、下記に示すプロモーション業務を実施すること。

### (1) ターゲット

札幌圏を中心とした北海道居住者

メイン	ファミリー層 <input type="checkbox"/> 家族でのお出かけや旅行を楽しむ層
サブ	下記志向性の高い大人 <input type="checkbox"/> 旅行（リピーター・ドライブ）層 <input type="checkbox"/> スタンプラリーや御朱印巡りなど、収集や達成の要素を楽しむ層 <input type="checkbox"/> 旅の体験を記録・コレクションとして楽しむ層

### (2) プロモーションの実施方針

7. (1)にて定めるターゲット及び下記訴求テーマ、7. (3)に定めるプロモーション内容等を踏まえ、本事業実施に当たっての基本的な考え方、企画の特徴、効果的なプロモーション展開、実施スケジュールについて提案すること。

#### 【訴求テーマ及び実施方針】

##### 訴求テーマ

「まだ知らない“好き”に会いに行く。」×「集めるほど、北海道が好きになる」  
～北海道を巡ることを「観光」から「発見と収集の体験」へ。～

##### 実施方針

北海道は、地域や季節ごとに異なる雄大な自然景観や食、文化、アクティビティ、多彩な魅力を有している。一方で、広大な面積を持つ北海道では、道民であっても訪れたことのない地域や知らない魅力が数多く存在していることから、道民による道内観光需要の喚起・創出と地域への誘客を促進するためには、「行ってみたい」「体験してみたい」と思える新たな旅行理由の創出が必要である。本事業では、北海道各地に点在する魅力を“集める”楽しさとともに再発見する参加型企画を展開することにより、地域ごとの特色ある景観や食、文化、体験との出会いを通じて、北海道の新たな魅力を発見する機会を創出し、旅行そのものを楽しみながら北海道への愛着や関心を高める。

また、OOH等の交通広告、WEB広告、インフルエンサー及びメディアによる情報発信を組み

合わせることで、企画への参加促進と認知拡大を図り、「集めるほど北海道が好きになる」という体験価値を広く訴求する。これにより、まだ知らない北海道の魅力を見つけ、好きになるきっかけを創出・道民の道内周遊を促進するとともに、継続的な旅行需要の創出と北海道ファンの拡大を目指す。

### (3) プロモーションの内容

#### ① 北海道の周遊企画の実施

デジタルスタンプやデジタル図鑑機能等を活用し、北海道各地に点在する景観、食、文化、歴史、アクティビティなどの魅力を「集める楽しさ」とともに再発見する機会をつくる道民による道内周遊を促進する参加型プロモーション企画を実施すること。

本企画の旅のナビゲーターとして、北海道観光 PR キャラクター「キュンちゃん」を活用し、参加者が北海道各地を巡りながら魅力を発見するストーリー性のある企画設計とすること。なお、企画の実施にあたっては、デジタルミッションの達成に応じてスタンプや図鑑コンテンツ等を獲得できる仕組みを構築し、参加者が保有・収集したくなるコレクション性や参加者の収集欲求や達成意欲を喚起することで、道内旅行の新たな動機を創出するとともに、収集・達成というコレクション性を活用しながら、道民自らが北海道の魅力を見直し継続的な道内観光につながる施策とすること。なお、提案にあたっては、下記ア)、イ)に記載する実施条件・提案事項について具体的に示すこと。加えて、本周遊企画の詳細については、契約締結後に観光機構と協議のうえ決定すること。

#### ア) 実施条件

- ・展開想定時期：令和8年9月～令和9年2月頃
- ・展開エリア：北海道全域
- ・デジタルミッション道内設定スポット数：50～100か所程度

地域や季節ごとに異なる雄大な自然景観や食、文化、アクティビティ等に関連するスポット、ドライブ観光との親和性が高いスポット旅や低炭素旅行等の体験など、北海道の魅力再発見につながるスポットを設定すること。なお、7.(1)で定めるターゲットと上記展開時期を踏まえ、参加者が無理なく収集・周遊できるスポット数及び配置を提案すること。

#### ・企画設計における留意事項

参加者の継続的な利用及び企画終了後も北海道への愛着が途切れないよう、企画の策定及び仕組みの構築等の際に下記点についても考慮し検討すること。

□収集コンテンツ及びプロモーションツール等は、本事業の訴求テーマに基づき、北海道及び各地域ならではの魅力が直感的に伝わるビジュアルとし、ファミリー層から大人層まで幅広い参加者が保有・収集したくなるコレクション性の高いデザインとすること。特に、単なるスタンプや参加記録ではなく、北海道及び各地域ならではの魅力が直感的に伝わるビジュアルとすることで、参加者が「集めたい」「揃えたい」「誰かに見せたい」と感じる北海道コレクションのようなコンテンツとして設計すること。また、他者にも共有したくなる参加者による情報発信を促進し認知拡大、道内周遊及び再訪促進につなげること。

□収集したスタンプや図鑑コンテンツ数、ミッション達成数等に応じて応募できる宿泊券や地域特産品等のキャンペーン等のインセンティブ施策及びデジタル証明書等を実施し、参加者の継続的な周遊及び収集意欲の向上を図ること。

□本企画終了後も参加者が旅の記録や収集成果を振り返ることができるよう、収集した図鑑コンテンツや達成実績等を保存・閲覧できるよう図鑑画像等のダウンロード機能等についても提案すること。

□本企画に関する観光客及びスポット設置場所等からのお問い合わせ対応を実施し、円滑な運営を行うこと。

## イ) 提案事項

- ・企画コンセプト及び全体ストーリー、キービジュアル
- ・ミッション内容及び参加者の周遊を促進する仕組み
- ・デジタルスタンプ、デジタル図鑑、証明書等のコレクション設計、デザイン、本企画に活用可能なアプリやWEB サービス等の使用を基本としたシステム設計
- ・キュンちゃんを活用した企画演出及び参加促進施策
- ・参加継続及びコンプライト意欲を高めるインセンティブ施策
- ・SNS 等での共有及び情報拡散を促進する仕掛け
- ・地域の観光協会、自治体、観光施設、交通事業者等の想定する連携先候補及び連携方法
- ・参加者数、企画参加率、ミッション達成数、図鑑収集数、SNS 投稿数等の KPI 及び効果検証手法

## ② 00H を活用した広告宣伝プロモーションの実施

上記で定める札幌圏のターゲットに対し、00H（交通広告等）を活用した広告宣伝プロモーションを実施し、本事業の訴求テーマ及び7. (3) ①で実施する周遊企画への参加促進を図るとともに、道民の旅行の嗜好をデータに基づいて把握し、嗜好に沿った季節毎の旬な旅行先を提案し、地域への誘客、通年化観光の促進につなげる。なお、00H は接触時間が限られる媒体であることから、「まだ知らない“好き”に会いに行く。」「集めるほど、北海道が好きになる。」という訴求テーマのもと、北海道ならではの魅力や旅の楽しさが瞬時に伝わるビジュアル及びコピーを活用し、興味・関心の喚起を図ること。また、本プロモーションの実施にあたっては、北海道の魅力の再発見や道内旅行のきっかけづくりにつながるクリエイティブ及び訴求内容を提案すること。さらに、本提案においては、ターゲットとの接触機会や行動導線を考慮し、プロモーション効果が最大化されるよう媒体及び予算配分の設計を行い、その選定理由や広告効果について企画書内に明記すること。加えて、00H 単独での認知獲得にとどまらず、周遊企画への参加や特設サイトへの流入等の具体的な行動喚起につながる導線を設計し、誘導方法および効果測定手法についても具体的に提案すること。なお、詳細については契約締結後、観光機構と協議の上決定すること。

## ア) 実施条件

### ・展開時期

秋季及び冬季の2期に分けて実施すること。なお、7. (3) ①の企画を踏まえた、ターゲットへの訴求効果が最大となる掲出時期を提案すること。

### ・展開エリア

札幌近郊路線の JR の車両中吊り広告（約 420 車両）、地下鉄の車両中吊り広告（約 360 車両）、さっぽろ駅（JR タワー札幌ピラービジョン 16 柱）、大通駅（SAPPORO SNOW VISION 16 柱）及び札幌駅前通地下広場（チ・カ・ホ）を必須とし、札幌圏の JR 駅、地下鉄駅等、ターゲットの利用頻度が高いエリアを中心に展開すること。

### ・掲出期間

以下の掲出期間を確保すること。

□札幌近郊路線の JR の車両中吊り広告・地下鉄の車両中吊り広告

…各媒体において秋季・冬季ともに 4 週間以上、サイズは B3 ポスターシングル以上

□JR タワー札幌ピラービジョン 16 柱・SAPPORO SNOW VISION 16 柱

…各媒体において秋季・冬季あわせて 5 週間以上

□札幌駅前通地下広場（チ・カ・ホ）の壁面広告

…秋季・冬季あわせて 3 週間以上

### ③ PR イベントの企画・運営・実施

本イベントは、7. (3) ①で実施する周遊企画への参加機運を醸成し、実際の地域訪問へとつなげる体験型キックオフイベントとして実施すること。また、「まだ知らない“好き”に会いに行く。」「集めるほど、北海道が好きになる。」という訴求テーマのもと、北海道各地の魅力を楽しみながら再発見できる場として展開し、来場者の北海道への興味・関心の向上を図るとともに、周遊企画への参加促進および地域への来訪意欲の醸成につながる内容とすること。提案にあたっては、下記ア)、イ)に記載する実施条件・提案事項を踏まえ、イベントコンセプト、会場選定、会場レイアウト、空間演出、周遊企画との連動方法等について具体的に提案すること。なお、本PRイベントの詳細については、契約締結後、観光機構と協議のうえ決定すること。

#### ア) 実施条件

- ・展開時期：9月又は10月

7. (3) ①にて実施する企画のキックオフ時期にあわせて実施すること。

- ・展開想定場所

札幌市内 札幌駅前通地下広場や北3条交差点広場を想定

ただし、上記想定会場以外においても、雨天の影響を受けず、ターゲット及び本イベントの実施目的・内容に適した効果的な会場がある場合は、選定理由等を添え提案可能とする。

- ・イベント実施内容

札幌市内において、7. (3) ①で実施する周遊企画の周知及び参加促進、地域への誘客を目的としたPRイベントを企画・運営・実施すること。

なお、実施にあたり周遊企画との連動を図り、道内自治体、観光協会、観光施設、交通事業者等との連携により、地域の魅力を効果的に発信すること。

#### □地域の魅力発信及び周遊企画との連動

展示やPRブースの設置のほか、会場内でデジタルスタンプやデジタル図鑑コンテンツを集める仕掛けや、地域の特色やミッション内容と連動したワークショップ、体験コンテンツ等を実施すること。また、来場者が実際に参加・体験できるコンテンツを組み合わせ、企画体験の第一歩を会場で体感できる内容とし、本企画への参加及び地域への訪問意欲を高める仕組みとすること。

#### □空間演出

巨大北海道マップなどフォトスポットの設置など、一目で「次にどこへ行きたいか」を直感的に探せる空間演出など、来場者の旅の楽しみを醸成すること。また、本イベントの実施にあたり、企画や会場、レイアウト及び空間演出、周遊企画の連動等の詳細について提案すること。

### (2) メディア媒体を活用したプロモーションの実施

訴求テーマに基づき、テレビ番組、インフルエンサー、SNS、Youtube等のWEB広告、雑誌等を媒体として本事業実施企画及び地域への興味喚起・誘客強化促進を図るプロモーションを展開すること。また、効果的な配信時期・ターゲットの設定・提案を行い、訴求テーマへの共感醸成と来訪意欲の向上を図ること。加えて、媒体及びインフルエンサー選定理由・フォロワー数の傾向及び各メディアでのプロモーション時期、手法、想定される効果（リーチ数やエンゲージメント率、再生回数、サイト流入数など）、効果測定手法についても具体的に示し、詳細については契約締結後、観光機構と協議の上決定とすること。

#### ア) 展開時期

企画への参加促進及び地域への誘客を促進するため、7. (3)①にて定める実施期間内において、秋季及び冬季の2期に分けて訴求テーマやターゲット、企画への参加に向けた効果的な時期とすること。なお、7. (3)②③にて実施する OOH 広告や PR イベントと連動した時期に情報発信を強化することで認知・興味喚起、特設サイト等への誘導による来訪欲醸成へとつなげる一体的なプロモーションを展開すること。

イ) 展開媒体

テレビ番組、インフルエンサー、SNS、Youtube 等の WEB 広告、雑誌等の媒体。

なお、テレビ番組及びインフルエンサーによる情報発信は必須とし、ターゲットであるファミリー層及び大人層への訴求強化と共感を図ること。

ウ) ターゲット層

旅行・コレクションなどの収集・達成に関心の高いファミリー層や大人の北海道在住者

エ) インフルエンサーの起用

起用インフルエンサーは家族のお出かけ及び旅行・コレクションなどの収集・達成に関心の高いフォロワーを有するインフルエンサー。起用人数は3~4名を想定。

オ) 発信について

各メディアにおける配信方法や、配信回数、配信内容等について、可能な限り明確に提案すること。

(3) プロモーションツール制作について

ア) 特設サイトの制作

本事業で実施する周遊企画及び道内旅行を PR するため、特設サイトを制作・公開・管理・運営を行うこと。なお、特設サイトには周遊企画に関するデジタルミッションやキャンペーン、デジタルミッションと関連したモデルコース情報をはじめ、旅育や低炭素旅行等の発信などの北海道の取り組みに賛同し、北海道が別途募集する道民向け特典を提供する道内旅行を応援する応援企業についても、サイトでの掲載及び掲載に伴う集約等を行うこと。

イ) キャッチフレーズのロゴマーク制作

ア) で掲載する応援企業の紹介及び各企業にて使用可能な「まだ知らない“好き”に会いに行く。」(仮)のロゴマークを制作すること。なお、ロゴマークには北海道観光 PR キャラクターキュンちゃんを使用すること。

ウ) 周遊企画 PR 冊子又はパンフレットの制作

本企画コンセプトに基づき、デジタルスタンプ等のデザイントーンに合わせたコレクション性のあるデザインとし、企画内容及びナビゲーターの北海道観光 PR キャラクターキュンちゃんの紹介、デジタルミッション、トラベルノートの要素を付加した掲載内容とし、最適なサイズや体裁、掲載内容、掲載イメージを提案すること。また、広く本事業を周知するため、デジタルミッション設置個所や道の駅など配布設置を行うこととし、設置個所等について提案を行うこと。

・制作数量：1万部

⑥事業実施に係わる企画・運営・制作・調整・報告業務

・本事業実施に関する企画・運営、システム構築、事務局、イベント、インフルエンサー・メディアの手配、広告宣伝物及び空間演出の製作、運営、実施に関する進行管理・各種手続き、集客・発信に関するなどの業務など一切の必要な業務を行うこと。

・広告物に関する企画、編集、データ加工、権利処理を含む各種手続きなどの制作業務、広告展開に必要な各種プロモーションの実施など、企画から制作、効果的な展開に至るまで一切の必要業務を行うこと。

・各プロモーション展開は、観光機構との協議の上、詳細決定し実施するものとする。

・実施結果の報告

定期的な進捗報告に加え、指定の期限までに、実施概要、実施結果及び効果を取りまとめ報告するものとする。報告は、画像や図表、数値データを用いて、できる限り分かりやすいものにする。

⑦ その他自由提案

7. (1) (2) (3) の事業をより効果的に実施するための施策や、その他効果的と思われる企画を委託上限額の範囲内で提案することも可とする。

(4) 効果検証・KPI

本プロモーションは、「認知・興味喚起」「共感による北海道ファンの獲得」「周遊促進」の3段階でユーザーとの接点を構築することを目的とする。そのため、各施策において各媒体の特性に応じた効果測定方法、指標及び目標値（KPI）を設定し、その算出根拠（自社の過去の実績データや業界平均データ等）を明示したうえで効果検証すること。また、各媒体別のほか本事業による効果を総合的な検証すること。なお、下記 KPI に記載した指標及び内容の計測は必須とする。

指標イメージ

認知・興味喚起

OOH 広告接触人数/ OOH インプレッション/動画再生数/Web 広告表示回数・クリック数/LP 流入数（PV・UU 等）/SNS のインプレッション数/イベント参加者数

共感・話題化

SNS におけるリーチ数、エンゲージメント率（特に SNS 保存数・シェア数・コメント数を重視）インフルエンサー投稿数/メディア掲載件数

周遊促進

周遊企画の参加者数、企画参加率、ミッション達成数、図鑑収集数など当該事業に基づく波及効果の測定

【KPI】

・OOH 広告

OOH 広告接触人数の成果指標を設定し、目標値（KPI）を示すこと。

認知向上・興味喚起に関する効果測定に適正な成果指標を設定し目標値を示すこと。

・メディアを活用したプロモーション

WEB 広告・SNS 広告表示回数・インプレッション・リーチ・エンゲージメント率

動画再生回数、テレビ番組の視聴率等、効果測定に適正な成果指標を設定し、目標値を示すこと。また、各種目標値（KPI）の内訳について企画提案時に明記すること。

・周遊企画

周遊企画参加者：3,000 名以上

企画参加率、ミッション達成数、図鑑収集数等の当該企画に関する成果指標を設定のうえ、それぞれの目標値（KPI）を示すこと。

(5) 事業実績報告書及び成果物・権利の整理

① 事業実績報告書

事業終了後、次の報告書を提出すること。

ア) 事業の実施内容、成果、効果測定、数的分析等盛り込み、分かりやすい年間報告書を作成すること。

イ) 令和 8 年度の事業実施を通して把握できた事実に基づき、委託事業者としての所感及び令

和 9 年度以降に向けた取組提案等を含めること。

イ) 報告書は、イベント写真や個人情報等を含む全体報告書と、個人情報等を除いた公開用報告書の 2 種類を作成すること。全体報告書は印刷物 3 部及びデータ、公開用報告書は印刷物 1 部及びデータを提出すること。また事業にて制作、撮影したものは成果品として提出すること。

② 成果物

以下の成果物をデータにて提出のこと。

ア) 本業務における公告宣伝で使用した素材データ一式

イ) 当事業で収集した画像等、観光機構の他事業で二次利用できるものを整理すること。

ウ) USB メモリ 1 部と DVD-R 1 枚を事業完了報告とともに提出すること。

③ 権利関係の整理

制作した映像の著作権は観光機構所有とすること。

(6) 共通の注意事項

ア) 事業実施内容は観光機構と協議の上で決定すること。

イ) 上記(1)～(5)の業務遂行にかかる計画の策定

ウ) 上記(1)～(5)の業務にかかる手配、広告宣伝物及び空間演出の製作、運営、実施に関する進行管理・各種手続き、集客・発信に関するなどの業務など一切の必要な業務

エ) LP などに当機構が取り組みを進める、HOKKAIDO LOVE! SNS 公式アカウントとともに、「キョんちゃん」の Instagram の QR コード等の掲載を検討すること。

(7) 現物協賛について

可能な限り地域の関係者や事業者の協力（プレスリリースによる無料パブリシティ等）を得ることにより、委託事業費と同額程度の現物協賛の獲得に努めること。

8. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに会社名（コンソーシアムの場合は、代表者及び構成員）、代表者名、担当者部署及び役職、氏名、連絡先（電話、メールアドレス）等必要事項をメールにて参加表明すること。

(1) 表明期限 令和 8 年 7 月 3 日（金）15:00

(2) 表明先 北海道札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1-1 緑苑ビル 1 階  
公益社団法人 北海道観光機構 事業本部 観光ブランド推進部

小島・林 E-mail: [n\\_kojima@visithkd.or.jp](mailto:n_kojima@visithkd.or.jp)/[m\\_hayashi@visithkd.or.jp](mailto:hayashi@visithkd.or.jp)

9. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(1) これまでの事業実績

提案者の業務内容及び本事業類似事業の実績について過去 3 年分を記載すること。

(2) 業務実施体制

当該事業の業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、本事業は実施内容が多岐にわたり、業務量が多くなることが予想されるため、実施体制については特に詳細に記載すること。なお、提案者名を記載した企画提案書の 1 部にのみ業務担当者名及び協力会社名を記載し、残りについては、「A」、「B」等の表現を用いて記載すること。

(3) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(4) 見積書

各項目の明細を記載し、小計もあわせて明記すること。

10. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式は A4 版、冒頭に企画提案書の全体構成を記載し、企画提案書の頁数は全体で 30 ページ程度とする。但し、全体的なイメージを伝える上で、必要に応じて A3 版を折り込むことは可とする。
- (2) 企画提案は 1 社 1 提案とする。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は返却しない。

11. 企画提案書の提出

(1) 提出部数 企画提案書(A4版)6部

※1部のみ業務担当者名及び協力会社名を記載し、残り5部は担当者名を「A」、「B」等の表現を用いて記載し、社名は無記名で提出すること。

※コンソーシアムを構成する場合は、別紙「コンソーシアム協定書」を提出のこと。

- (2) 提出場所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階  
公益社団法人 北海道観光機構 事業本部 観光ブランド推進部  
小島・林宛

- (3) 提出期限 令和8年7月17日(金) 15:00 **※時間厳守**

- (4) 提出方法 提出場所に持参または郵送(提出期限必着)すること。

※企画書は紙面、並びにデータで提出すること。

12. 企画提案に関する審査

- (1) 企画提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリング(以下「審査会」という。)を実施する。
- (2) 4社以上の企画提案があった場合、書面審査により審査会に参加する3社を選定する。
- (3) 日時及び場所については、別途通知する。
- (4) 審査会に参加されない場合は、棄権とみなす。
- (5) 審査会時の追加資料の配布については認めない。-

13. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 企画提案の目的適合性

実施内容が、事業目的を資するものか、また目的を達成するために効果的であるか。

(2) 実現性

- ・事業の組み立てに具体性があり、実現可能な内容・スケジュールとなっているか。
- ・ターゲット・訴求テーマに合致した企画内容及び訴求効果となっているか

(3) 業務遂行能力

事業実施のためのノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

※ 北海道観光機構は、「北海道赤れんが未来機構」のコンソーシアムの構成員となり、北海道庁旧本庁舎(以下、「赤れんが庁舎」という)の運営・管理業務を受託していることから、当該事業においては、赤れんが庁舎への誘客を目的としたプロモーションはできませんので提案に含めないよう留意下さい。

【例】周遊企画や広告展開において、赤れんが庁舎への誘客を PR するキャッチフレーズ、デザイン、装飾、スポット設置等

#### 14. 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 業務遂行にあたっては、観光機構との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ的確な対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努める。
- (3) この企画提案指示書の内容に疑義が生じたときや定めのない事項については、観光機構と受託者が協議のうえ、処理するものとする。
- (4) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する。
- (5) 本事業にて制作した制作物の著作権は観光機構に帰属するものとする。  
著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (6) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、観光機構に帰属するものとする。
- (7) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のホームページやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。

#### 15. 再委託について

- (1) 再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め観光機構の承諾を得る必要があるので留意すること。  
※観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。
  - ①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことはできない。
  - ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、観光機構の承諾を要する。
  - ③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷。製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、観光機構の承諾を要さない。

#### 16. その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上

## コンソーシアム協定書

### (目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光機構が発注する「令和8年度 誘客促進強化事業 大規模メディアプロモーション（道内）事業」（以下「本業務」という）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

### (名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和8年度 誘客促進強化事業 大型メディアプロモーション事業（道内）」受託コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という）と称する。

### (構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

(1) \_\_\_\_\_

(2) \_\_\_\_\_

(3) \_\_\_\_\_

### (幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は\_\_\_\_\_とする。  
本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

### (代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

### (構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

### (分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

### (運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

### (業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第 10 条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第 11 条 本コンソーシアムの取引金融機関は、\_\_\_\_\_とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第 12 条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 13 条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第 14 条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第 15 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合には、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第 16 条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第 17 条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後 5 年間、\_\_\_\_\_が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 18 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 19 条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業\_\_\_\_\_外\_\_\_\_社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結した証として本正本\_\_\_\_通及び副本 1 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各 1 通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

代表者 (所在地)  
(名 称)  
(代表者) ⑩

構成員 (所在地)  
(名 称)  
(代表者) ⑩

構成員 (所在地)  
(名 称)  
(代表者) ⑩

## 委託契約に関する留意事項

契約の内容を正しく理解するとともに、特に次の事項をご確認ください。

### 契約全般について

#### 契約区分

- ・ 委託契約には成果物を求める請負契約と一定の業務の執行を求める（準）委任契約があります。
- ・ （準）委任契約は業務に要した経費に応じて契約額の範囲内で対価が支払われるものであり、減額となる場合もあるので留意願います。

#### 再委託

- ・ 再委託は禁止です。ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます（再委託の詳細については下記『再委託について』のとおり）。
- ・ 受託者は、委託業務に係る再委託先の行為について、その全ての責任を負います。
- ・ 再委託が認められた場合、受託者は、契約を遵守するために必要な事項について、本契約書を準用して再委託先と約定するとともに、契約内容や契約上の留意事項について、再委託先への十分な説明と理解を得てください。
- ・ 再委託先は、自己都合による第三者への委託はできません。

#### 報告等の義務

- ・ 業務を行う上で、事情の変更があった場合は、速やかに報告してください。

#### 調査等への対応

- ・ 契約期間中に業務の処理状況に関し、公的書類等の関係書類の提出を求め、また、現地調査を行う場合があります。

#### 指名停止等

- ・ 契約違反や不適切な行為があった場合、その内容によって一定期間、観光機構と契約ができなくなることがあり、また契約の解除や損害賠償を請求することがあります。

#### その他（コンソーシアムに係る留意事項）

- ・ 代表者は責任体制・管理体制・実施体制を明示してください。
- ・ 代表者は構成員に対し、観光機構との契約内容を十分に周知してください。

### 再委託について

再委託は禁止です。  
ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます。

#### 再委託が認められないもの

以下のどれか一つでも該当した場合は認められません。

- ・ 業務の全部を再委託する場合
- ・ 業務の主要な部分を再委託する場合
- ・ 複数の業務をまとめて委託した場合に、1件以上の業務の全部を再委託する場合

#### 再委託は事前の承諾が必要

やむを得ず再委託が必要な場合は、次の事項を記載した書面を提出して、観光機構の承諾を得てください。

- ・ 再委託する相手方の称号または名称及び住所
- ・ 再委託する理由及びその必要性
- ・ 再委託する業務の範囲・内容と契約金額
- ・ 再委託する相手方の管理・履行体制、職員の状況
- ・ 再委託する相手方の過去の履行実績
- ・ その他求められた書類

令和 年 月 日

公益社団法人北海道観光機構  
会長 唐神 昌子 様

〔申請者〕

住所

氏名

印

### 再委託（変更）承認申出書

令和 年 月 日付けで契約した業務委託契約に関して、受託した業務の一部を下記のとおり委託（以下総称して「再委託」といい、委託先を総称して「再委託先」という。）したく承認願います。

上記契約に係る遵守事項を再委託先にも徹底するとともに、再委託先の貴機構に対する一切の行為について、最終責任は当社が負うことといたします。

また、貴機構による再委託先に対する直接の実地監査等の実施要請があった場合には、再委託先にもその義務を負うことを確約し、協力することを誓約いたします。

なお、申出内容に変更が生じた場合は、速やかに申出いたします。

### 記

1. 契約名称
2. 再委託する業務の内容・範囲（別紙によることも可）
  - (1)
  - (2)
  - (3)
3. 再委託先
  - (1) 商号又は名称
  - (2) 代表者氏名
  - (3) 所在地
  - (4) 電話番号
4. 委託期間  
令和 年 月 日から令和 年 月 日
5. 再委託する理由・必要性
6. 再委託する業務の契約予定金額  
\_\_\_\_\_円（消費税込み）
7. 再委託に関する再委託先との契約の有無（該当するものに○を付してください。）  
有 ・ 無 （※「無」の場合は、その理由）

※ 委託先が複数になる場合は、上記項目を網羅した別紙により申し出ることも可能です。